別表第二の五

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

都道府県	率
北海道	0.880
青森	0.876
岩手	0.879
宮城	0.891
秋田	0.876
山形	0.879
福島	0.876
茨城	0.890
栃木	0.882
群馬	0.885
埼玉	0.919
千葉	0.888
東京	0.911
神奈川	0.919
新潟	0.878
富山	0.878
石川	0.896
福井	0.877
山梨	0.878
長野	0.878
岐阜	0.890
静岡	0.891
愛知	0.920
三重	0.885
滋賀	0.877
京都	0.924
大阪	0.953
兵庫	0.895
奈良	0.954
和歌山	0.878
鳥取	0.876
島根	0.876
岡山	0.879
広島	0.908
山口	0.878
徳島	0.878
香川	0.878
愛媛	0.882
高知	0.876
福岡	0.906
佐賀	0.881
長崎	0.885
熊本	0.882
大分	0.875
宮崎	0.877
鹿児島	0.878
沖縄	0.891

別表第二の二、別表第二の五、別表第二の六及び別表第二の八を次のように改める。

別表第三の三

市町村分の「その他の土木費」の普通態容補正のうち建築主事を置くことに伴う権能差補正の適用を受ける市町村（第11条関係）

都道府県名	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村
北海道	小樽市　室蘭市　釧路市　帯広市　北見市　苫小牧市　江別市	岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　美唄市　芦別市　赤平市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　滝川市　砂川市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　伊達市　北広島市　石狩市　北斗市　当別町　七飯町　余市町　長沼町　上富良野町　美幌町　遠軽町　白老町　音更町　芽室町　幕別町　釧路町　厚岸町　標茶町　弟子屈町　中標津町
青森県	弘前市	
岩手県		宮古市　花巻市　北上市　一関市　釜石市　奥州市
宮城県	石巻市　塩竈市　大崎市	
秋田県		横手市　大館市　大仙市
山形県		米沢市　鶴岡市　酒田市　天童市
福島県	福島市	会津若松市　須賀川市
茨城県	日立市　土浦市　古河市　高萩市　北茨城市　取手市　ひたちなか市	
栃木県	足利市　栃木市　佐野市　鹿沼市　小山市　那須塩原市　日光市	
群馬県	桐生市　館林市	渋川市　藤岡市　富岡市　安中市　沼田市
埼玉県	狭山市　上尾市　新座市　熊谷市	行田市　秩父市　飯能市　加須市　本庄市　東松山市　羽生市　鴻巣市　深谷市　蕨市　戸田市　入間市　鳩ヶ谷市　朝霞市　志木市　和光市　桶川市　久喜市　北本市　八潮市　富士見市　三郷市　蓮田市　坂戸市　幸手市　鶴ヶ島市　日高市　吉川市　ふじみ野市　杉戸町　松伏町
千葉県	市川市　松戸市　佐倉市　市原市　八千代市	木更津市　野田市　茂原市　成田市　習志野市　流山市　我孫子市　鎌ヶ谷市　君津市　浦安市　四街道市